

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年5月22日現在

機関番号：32668

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530626

研究課題名（和文）重大触法事件に関する実証的研究—児童福祉優先の理念の再構築に向けて

研究課題名（英文）Research Based on the Facts for Serious ‘Shokuhou Juvenile’ Cases
—To Rebuild the Idea of Priority of Child Welfare—

研究代表者

若穂井 透（WAKAHOI TORU）

日本社会事業大学・専門職大学院・客員教授

研究者番号：30277660

研究成果の概要（和文）：2007年の改正少年法によって、重大触法事件の家庭裁判所への原則送致が導入され、児童相談所先議の原則が変容し、児童福祉優先の理念が後退するのではないかと危惧されたが、児童相談所の家庭裁判所への送致事例及び非送致事例（同年11月1日～翌年10月31日）を調査し分析した結果、大勢としては変容し後退していない現状が示唆されるとともに、児童福祉優先の理念を再構築するための課題もあることが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：Referring in principle the serious ‘Shokuhou Juvenile’ cases to Family Court was introduced by the revision of Juvenile Law in 2007. The right to prior deliberation of Child Guidance Center might be changed by the revision therefore it was apprehensive that the idea of the priority of child welfare would be retrogressed. Then this study has conducted researches and analyzed about examples (November 1, 2007 to October 31, 2008) of referring/non-referring cases. It was found that there is only a slight change through the revision of Juvenile Law as a result. However, it was also found some problems to rebuild the idea of priority of child welfare.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
2012年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学、社会福祉学

キーワード：児童・家族・女性福祉、司法福祉学

1. 研究開始当初の背景

いわゆる佐世保事件などを契機に、非行法制の見直しが大きな社会問題となって浮上し、2007年に少年法が改正されて、触法少年に関する児童相談所と家庭裁判所のあ

り方が再編成され、児童相談所は殺人などの重大触法事件を家庭裁判所に原則送致することが義務化された。

本研究代表者は、法制審議会少年法部会の委員として、この少年法改正の審議に関与し

たが、この改正をめぐっては、一方で、(a) 形式的には児童相談所先議の原則は堅持されているが、重大触法事件の家庭裁判所への原則送致が義務化された結果、実質的に児童相談所先議の原則が変容し、児童福祉優先の理念が後退するのではないかと危惧が示され、他方で、(b) 改正少年法6条の7第1項に対応させて児童福祉法27条1項4号が改正されなかったため、児童相談所は少年法6条の7第1項の家庭裁判所への原則送致義務にかかわらず、児童福祉法27条1項4号を根拠に、その合理的な裁量で家庭裁判所へ送致するか否かを決定できるし、少年法6条の7第1項も児童相談所に家庭裁判所への原則送致の例外を認めているため、重大触法事件が児童相談所から家庭裁判所に丸投げされて、児童相談所先議の原則が実質的に変容し、児童福祉優先の理念が後退することはないとの期待が示された。

本研究代表者は、全国児童相談所長会の委託を受けて、改正少年法が施行された2007年11月1日～2008年10月31日までの間に、警察が児童相談所に送致した触法事件に関する実態調査を行い、全国すべての児童相談所(197)から296件の回答を得て(回収率100%)、分析と考察を行ったが、量的調査からは上記(a)(b)、いずれとも判断することができなかった。

2. 研究の目的

そこで本研究代表者は、児童相談所が家庭裁判所に原則送致した21事例の重大触法事件に関して、ヒアリング等の質的調査等を続行し、児童相談所の送致基準、送致根拠、処遇意見、家庭裁判所の保護処分との相関などを総合的に解明し分析することによって、2007年改正少年法の成立を契機に、児童相談所先議の原則が変容し児童福祉優先の理念が後退し始めているのか否か、それを検証するとともに、児童相談所先議の原則と児童福祉優先の理念に関する意義と役割を考察し、2007年少年法改正を受けて、児童相談所先議の原則によって担保されていた児童福祉優先の理念を再構築するためには何が求められているのか、具体的に提言することを研究の目的とした。

3. 研究の方法

2010年度は第1段階として、文献資料の収集、児童相談所への訪問及びヒアリング調査を行った。

2011年度の第2段階では、ヒアリング調査によって得られたデータの反訳、分析、考察を行った。

2012年度の第3段階では、調査結果のまとめ、シンポジウム等を行って、報告書を刊行した。

4. 研究成果

上記のとおり、全国児童相談所長会の調査によれば、重大触法事件(少年法6条の6第1項1号)として、警察が児童相談所に送致した事例が59件、そのうち児童相談所が家庭裁判所に送致した事例が21件、送致しなかった事例が38件であったが、本研究では、承諾の得られた15児童相談所に対し、送致事例17、非送致事例10、合計27事例のヒアリング調査を行った。

(1) 家庭裁判所への原則送致の根拠

家庭裁判所に原則送致された17事例(13児童相談所)の送致根拠は、児童福祉法27条1項4号が圧倒的に多かった。具体的には、①児童福祉法27条1項4号だけの送致12事例(10児童相談所)、②少年法6条の7と児童福祉法27条1項4号の併記2事例(2児童相談所)、③少年法6条の7だけの送致なし、④少年法3条1項2号による送致2事例(2児童相談所)、⑤少年法3条1項2号と少年法6条の7との併記1事例(1児童相談所)であった。全国児童相談所長会の調査では想定しなかった④と⑤が判明、いずれも家庭裁判所との事前協議で指示された送致根拠ということであるが、児童相談所は児童福祉法、家庭裁判所は少年法に送致根拠を求めていることが垣間見える結果であった。

(2) 家庭裁判所への原則送致の基準

ヒアリング調査での説明によれば、2007年の少年法改正を受けて改訂された児童相談所運営指針をふまえて原則送致が決定されているのか否か、必ずしも明確ではなかったが、家庭裁判所に原則送致された17事例(13児童相談所)について、児童相談所運営指針に示された送致基準に即して分析すると、全事例が2007年改正少年法を受けて追加された送致基準(「非行事実の重大性に鑑み、家庭裁判所の審判を通じて非行事実を認定したうえで、適切な援助を決定する必要性が高いと考えられるうえ、被害者保護という観点から、少年法の手続によって事実解明等を行う必要があると考えられる場合」)によって送致されたのではないかと推認された。

(3) 家庭裁判所への原則送致の送致意見

2007年少年法改正によって導入された「おおむね12歳以上」の少年院送致を選択した5事例に関して、児童相談所の送致(処遇)意見をヒアリング調査した結果は、以下のとおりであった。①警察からの送致意見は児童自立支援施設送致であったが、児童相談所は性犯罪再発防止プログラムにもとづく治療的な教育を期待して少年院送致を選択し、家庭裁判所の保護処分も少年院送致であった。②警察からの送致意見は児童自立支援施設送致であったが、児童相談所はその

要保護性を考慮すると、「受容と共感によって内省を促すために、規律ある家庭的で安定した保護的環境が必要である」と判断して、少年院送致を選択したが、家庭裁判所の保護処分は児童自立支援施設送致であった。③放火で児童自立支援施設に入所中の児童について、措置を停止して家庭復帰を試みていたが、経過が良好ではないため施設に戻った直後、無断外出して放火したという事例について、児童相談所は再犯の危険性が高く、病的な背景が考えられるとして、医療少年院送致を選択し、家庭裁判所も医療少年院と呼ばれる初等少年院送致の保護処分を決定した。④衝動的な火遊び程度の事件と理解されたが、一時保護を拒否されたため、原則送致の罪名であることも考慮し、「少年法の枠組みにもとづく強制力のある処遇が適当」として送致し、家庭裁判所の保護処分が少年院送致になった。⑤一時保護の結果、非行性が高く、開放処遇は適当ではないと判断されたが、遠方の国立児童自立支援施設では児童相談所としてのその後の対応が容易ではないため、少年院送致を選択し、家庭裁判所の保護処分も少年院送致であった。

なお⑥非行事実を認め、反省も口にしてはいたが、一時保護所からの無断外出をほのめかしたり、指導する職員に悪態をつくなど、反省や謝罪の気持ちが感じられないため、児童相談所は家庭裁判所の適切な処遇を求めるという意味で、「家庭裁判所の審判相当」として送致し、家庭裁判所は児童自立支援施設送致も視野に調整したが、最終的に少年院送致の保護処分を決定、しかし抗告されて破棄され試験観察になった事例があった。

ところで14歳未満の触法少年に対する少年院送致の保護処分に関して、少年法24条1項但し書は「特に必要と認める場合に限り」と規定し、その例外性を強調するとともに、少年院法も「おおむね12歳以上」（2条2項初等少年院、5項医療少年院）と下限年齢を規定しているが、少年院送致の送致（処遇）意見を選択した上記①～⑤の事例に関して、児童相談所がどこまでその例外性を考慮したか、ヒアリング調査では必ずしも判然としなかった。ただ②の事例を除けば、家庭裁判所も少年院送致の保護処分を決定しているので、少年院送致の送致（処遇）意見を選択した児童相談所の結論が不合理であったとはいえない。但し⑥の事例のように、少年院送致の保護処分が抗告によって破棄された事例も存在し、少年院送致の例外性に関する家庭裁判所の理解にも疑問が残るため、全体として再検討が必要であろう。

(4) 児童相談所先議の原則及び児童福祉優先の理念の現状

2007年の少年法改正によって、重大触法事件の家庭裁判所への原則送致が児童相

談所に義務づけられた結果、重大触法事件の大部分が家庭裁判所に原則送致され、少年法6条の7第1項但し書の例外規定は機能しないのではないかと危惧されていた。しかし全国児童相談所長会の調査によって、警察から児童相談所に送致された重大触法事件（いわゆる1号事件）59事例のなかで、児童相談所が家庭裁判所に原則送致した重大触法事件は21事例、比率にして35.59%にすぎないことが明らかになってはいたが、さらに本研究によれば、2007年の少年法改正直後ということもあって、児童相談所の一部には混乱や誤解が生まれ、児童相談所先議の原則が変容し、児童福祉優先の理念が後退しつつあるのではないかと疑念を招く事例（家庭裁判所から児童相談所長送致で戻された事例、不処分になった事例）も散見されたが、全体的な状況としては、非行事実（罪名）の重大性（形式的な要件）だけでなく、その要保護性の程度（実質的な要件）を調査・判定し、その年齢を考慮したうえで、児童相談所が家庭裁判所送致の原則と例外を決定していることが示唆された。

2007年の少年法改正以前との比較調査、2008年11月1日以降の追跡調査ができていないので、最終的な結論は慎重でなければならないが、少なくとも児童相談所は、2007年の少年法改正によって重大触法事件の家庭裁判所への原則送致を義務づけられた直後の2007年11月1日～2008年10月31日までの間において、非行事実（罪名）の重大性という形式的な判断だけで、短絡的な家庭裁判所への原則送致（いわゆる丸投げ）を行っているわけではなく、必要な調査・判定を行って、その要保護性の程度を実質的に判断し、その年齢を考慮したうえで、家庭裁判所送致の原則と例外を決定しているという意味で、児童相談所先議の原則は機能し、児童福祉優先の理念は堅持されていると推認された。

(5) 児童福祉優先の理念の再構築に向けて —具体的な提言—

2007年の少年法改正を受けて、児童相談所運営指針に追加された家庭裁判所への原則送致の送致基準のもとで、また重大触法事件の真相解明と被害者への配慮を求める社会的な動向のなかで、或いは触法少年に対する適正手続の保障も視野に入れると、今後とも児童相談所先議の原則にもとづく児童福祉優先の理念を堅持し続けることは容易ではなさそうであるが、児童福祉優先の理念を再構築するうえで、必要かつ重要だと考えられる視点を提示すれば、以下のとおりである。

- ① 家庭裁判所への送致基準としての要保護性—保護不能説と保護不適説—
犯罪少年の処遇をめぐって、保護不能説と

保護不適説がある。澤登俊雄「少年法」(2008年、中公新書、82頁以下)によれば、前者は犯罪危険性がなく、矯正可能性があれば保護処分を選択できるという考え方であるが、後者は犯罪危険性がなく、矯正可能性があったとしても、社会防衛の見地から保護処分がふさわしくないと認められる場合には、保護相当性がないとして、検察官に送致(逆送)し、刑事事件として裁くべきだという考え方(「保護可能だが保護不適」)である。

本研究では、児童相談所が要保護性の程度を実質的に判断したうえで、家庭裁判所送致の原則と例外を決定していることを重視し、それを児童相談所先議の原則にもとづく児童福祉優先の理念が堅持されていることの証左としたが、それは児童相談所が保護不適説的な枠組みで、家庭裁判所への丸投げを行うのではなく、保護不能説的な枠組みのもとで、家庭裁判所送致の原則と例外を決定していると推認したことを意味する。しかし児童福祉領域において、要保護性についての議論は十分ではないので、児童福祉優先の理念を再構築するために、要保護性に関する議論を急ぎ、保護不能説の理解を広げる必要がある。

① 実質的責任能力と送致年齢の下限—家庭裁判所への原則送致の例外—

田宮裕・廣瀬健二「注釈少年法(第3版)」(有斐閣、平成21年)は、触法少年の「年齢の下限」について、「構成要件の故意・過失や事理弁識能力」は必要なので、「実務上は、10歳前後が限界」とし(63頁以下)、船山泰範「犯罪少年と責任要件」(「少年法—その実務と裁判例の研究」別冊判例タイムズ6号、1979年)は、家庭裁判所での審判の前提として、触法少年にも「行為の責任を弁別し得る能力」という意味での「実質的な責任能力」が備わっていなければならないが、「12、13歳」であれば、「実質的責任能力」を認め得るので、少年院送致による矯正教育も許されると論じている(80頁)。

児童相談所が家庭裁判所に原則送致した事例のなかには、9歳という年齢の触法少年もいたが、「実務上、10歳前後が限界」という議論からすれば、それは限界事例ということになるし、「12歳程度」という議論からすれば、原則送致はあり得ないということになる。

児童福祉法27条1項4号、少年法6条の7には、「送致年齢の下限」は規定されていないが、家庭裁判所という司法手続においては、「実質的責任能力」という縛りを無視することはできない。児童福祉の領域において、「実質的責任能力」という考え方はなじみがないと思われるが、児童相談所先議の原則にもとづく児童福祉優先の理念を再構築し、家庭裁判所への原則送致を抑制するうえで、

「実質的責任能力」という視点は重要であり、児童相談所運営指針にも明記されるべきであろう。

② 家庭裁判所への原則送致と犯罪構成要件—児童相談所の法的調査のあり方—

児童相談所が保護観察の処遇意見で送致したが、家庭裁判所で不処分となった事例があった。例えばスーパーで万引き中の少年が警備員に見つかって捕まった際、逃げようとして暴れ、警備員に怪我させた場合、「窃盗」の犯人が「逮捕を免れるための暴行」を警備員に加えたので、「事後強盗」が成立する可能性があるが、「事後強盗」が成立するための「暴行の程度」は、その警備員の「反抗を抑圧」する程度でなければならない。逆にその程度の暴行と認められなければ、強盗致傷罪は成立せず、窃盗罪と傷害罪が成立するにすぎないため、家庭裁判所への原則送致の対象外ということになる。

上記の事例では窃盗、傷害の程度が軽微なうえ、要保護性も重大ではなかったため、不処分という結論になったと推認されるが、いずれにせよ家庭裁判所送致の原則と例外を児童相談所が判断するに際しては、警察から送致された罪名を鵜呑みにせず、送致された事実が犯罪構成要件に該当するか否か、この事例でいえば、強盗致傷罪が成立するのか、窃盗罪と傷害罪が成立するにすぎないのか、的確な法的調査が不可欠である。犯罪少年の場合、その役割は検察官が担うが、触法少年の場合、児童相談所がその役割を引き受けなければならない。しかしそれは児童相談所の専門性を超えている場合が多いので、児童福祉優先の理念を再構築するためには、法律職との連携が不可避であり、児童福祉司研修等においても、刑法に関する講義、事例検討などが導入されるべきである。

③ 例外としての少年院送致—少年法24条1項但し書の解釈—

少年法24条1項但し書は、「決定の時に14歳に満たない少年に係る事件については、特に必要と認める場合に限り、第3号の保護処分をすることができる」と規定している。第3号は少年院送致の保護処分であるが、川出敏裕「14歳未満の少年の保護処分の見直し等」(ジュリスト1286号、2005年、37頁以下)は、「特に必要と認める場合」には、二つの解釈があると論じている。第1は「施設に収容したうえでの処遇が必要な場合には、原則として児童自立支援施設送致を行わなければならない」という解釈、第2は「児童自立支援施設での少年の改善更生が不可能ないし不適当な場合にきぎって、少年院送致を行うことができる」という解釈であるが、児童福祉優先の理念からすれば、第1の解釈が支持されるべきであろう。この第1の解釈によれば、「家庭裁判所が少年院送

致決定を行うためには、少年院での処遇が児童自立支援施設での処遇よりも少年の改善更生にとって望ましいことを積極的に基礎付ける特別な事情が存在しなければならない」とされるが、児童相談所がどの程度まで少年院送致の例外性を意識して送致したのか、ヒアリング調査をふまえて検討すると、上記の「特別な事情」が説得的に示されていたとは思われない。児童相談所先議の原則にもとづく児童福祉優先の理念を再構築するためには、少年院送致の例外性について、児童相談所が十分認識するとともに、発達障害等に対応した児童自立支援施設の拡充が不可欠な課題であるというべきであろう。

(6) 本研究の限界と今後の課題

本研究は、2007年少年法改正直後、2007年11月1日～2008年10月31日の間に、児童相談所が家庭裁判所に原則送致した事例に対するヒアリング調査にもとづく分析と考察であり、第一に2007年少年法改正以前の児童相談所における重大触法事件の家庭裁判所送致との比較研究を行っておらず、第二に2008年11月1日以降の追跡調査を行っていないこと、それが本研究の限界であるが、裏返せばそれが本研究の今後の課題である。

本研究の上記課題を達成するためには、改めて全国児童相談所長会の理解と協力を得て、全国調査（悉皆調査）を行う必要があるが、それは必ずしも容易ではない。しかし児童相談所先議の原則にもとづく児童福祉優先の理念を再構築し、それを堅持し続けるためにも、それは挑戦しなければならない課題であり、その実現が切望される。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計1件)

若徳井透、株式会社文伸、「重大触法事件に関する実証的研究」、2013、58

6. 研究組織

(1) 研究代表者

若徳井 透 (WAKAHOI TORU)

日本社会事業大学・専門職大学院・客員教授

研究者番号：30277660

(2) 研究分担者

該当者なし

(3) 連携研究者

該当者なし

(4) 研究協力者

塚本 恵美 (TSUKAMOTO EMI)

日本社会事業大学大学院

高橋 幸成 (TAKAHASHI YUKINARI)

日本社会事業大学大学院